



平成 30 年度ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール最優秀賞受賞作品

健康増進法の一部が 改正されました！

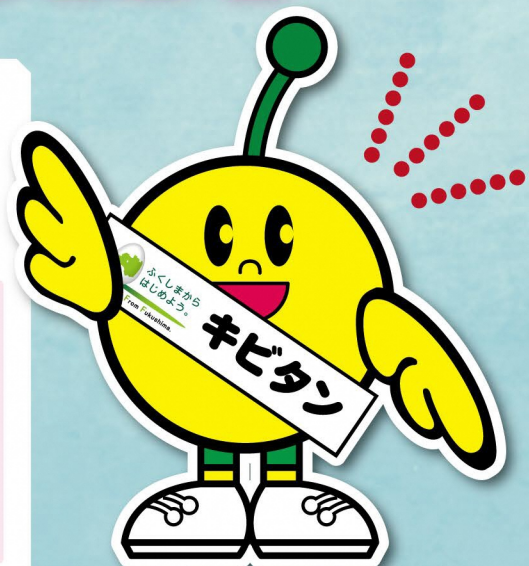
改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講ずべき措置等について定めたものです。

「望まない受動喫煙」をなくす

基本的考え方

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくします。



福島県保健福祉部健康づくり推進課

改正健康増進法の体系

2019年
7月1日
施行

◆子どもや患者等に特に配慮◆

第一種施設

- 学校、児童福祉施設
- 病院、診療所
- 行政機関の庁舎等

●敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2020年
4月1日
施行

◆上記以外の施設◆

第二種施設

- 事務所
- 工場
- ホテル、旅館
- 飲食店
- 旅客運送用事業船舶、鉄道
- 国会、裁判所 等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の小さな飲食店

- 個人又は中小企業が経営
- 客席面積100㎡以下

●原則屋内禁煙(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)



●喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

喫煙可能(※)



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

経営判断等

喫煙目的施設

- ◆喫煙を主目的とする施設◆
- 喫煙を主目的とするバー、スナック等
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店
- 公衆喫煙所

●施設内で喫煙可能(※)



2019年
1月24日施行

◆屋外や家庭など◆

●喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮

* 全ての施設で、喫煙可能部分には、①喫煙可能な場所である旨の標識の掲示を義務づけ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)は2019年1月24日から施行。
- 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)は2019年7月1日から施行。

2018年	7月25日	←	法律公布
2019年	1月24日	←	一部施行① (喫煙する際の周囲の状況への配慮義務) 2019年1月24日
	7月1日	←	
2020年	9月 (ラグビーW杯)	←	全面施行 (左記以外の施設等) 2020年4月1日
	4月	←	
	7月 (東京オリパラ)	←	

お問い合わせ

福島県保健福祉部健康づくり推進課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 (西庁舎 7 階)

TEL 024-521-7640
FAX 024-521-2191

●詳しくはホームページへ!

福島県健康づくり推進課

検索